令和７年１月 20 日
令和６年度第３回評議会

資料２－１

令和7年度新潟支部事業計画(案)について

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

令和７年度 事業計画（新潟支部）

分野	具体的施策等
１．基盤的保険者機能の盤石化	○　健全な財政運営 ・　中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・　今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○　業務改革の実践と業務品質の向上 ①　業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・　業務量の多寡や優先度に応じて事務処理体制を柔軟に構築し、すべての職員の多能化を進め、生産性の向上を図る。 ・　業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】
業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- すべての申請書について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- 電話相談体制の強化及び研修の実施により、相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について、わかりやすく丁寧な対応を行う。
- 「お客様満足度調査」の調査結果により業務課題を洗い出して改善を図り、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】
現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。

■ KPI：１）サービススタンダードの達成状況を 100%とする
２）サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。
３）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

	③　現金給付等の適正化の推進 ・　傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。また、傷病手当金の支給後に障害年金等の受給が決定された加入者に対して、調整理由を丁寧に説明し、債権の速やかな回収につなげる。 ・　現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、事業主への立ち入り検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・　海外での出産による出産育児一時金について、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・　柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回の申請及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者や施術所への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・　あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・　被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所の所在地確認や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収し、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ④　レセプト内容点検の精度向上 ・　「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・　毎月の自動点検マスタおよび汎用任意抽出テンプレートの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・　社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・　社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示し、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ・　勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

	・　システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、健康保険資格喪失後の受診者への速やかな返還手続きや第三者行為の求償を行うことで医療費の適正化に取り組む。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ■　KPI：１）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ２）協会の再審査レセプト１件当たりの査定額を前年度以上とする ⑤　債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・　発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・　保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを確実に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・　オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1 による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。 ※１　資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※２　社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■　KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進

・　医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、制度やメリットを加入者・事業主に周知し利用の促進を図る。

・　2025（令和７）年 12 月１日に従来の健康保険証は使用可能な経過措置が終了するため、より一層マイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせを遅延なく、円滑な発行に取り組む。

【重要度：高】

2025（令和７）年 12 月１日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和７年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

２．戦略的保険者機能の一層の発揮	○　データ分析に基づく事業実施 ①支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・　健康課題や地域差等の自支部の特徴や課題を把握するため、医療費・健診データ等を用い分析を行う。 ・　分析結果を用いて、保険者協議会、自治体、国民健康保険連合会等と連携し要因分析を行う。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ○　健康づくり ①　保健事業の一層の推進 ・　第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、目標達成に向けた取組を着実に実施する。とりわけ、健康リスクの高い運輸業・建設業への集中的な取組を実施する。 ・　情報系システム等の分析ツールを活用し、取組の効果を検証する。 【被保険者（生活習慣病予防健診・事業者健診）】 ②　特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・　生活習慣病予防健診の利用率が比較的低い、小規模事業所（加入者 10 人未満）や運輸業への受診勧奨を実施する。 ・　健診機関毎の生活習慣病予防健診実施目標を設定し、定期的な進捗状況の確認により、目標達成を図る。 ・　労働局や健診機関と連携し、事業者健診結果データ取得促進の取り組みを強化する。 ・　事業者健診結果データの提供が進んでいない事業所に対し、職員の訪問によるデータ提供依頼を実施する。

【被扶養者（特定健診）】

- がん検診を含む自治体主催の集団健診が住民に広く定着していることから、協会加入者が受診できるよう、実施日程や案内方法等について自治体と調整を進め、受診者数の増加につなげる。
- 加入者の受診意欲を高めるオプション健診（骨粗鬆症検診、眼底検査など）を加えた、協会けんぽ主催の集団健診を実施する。

【健診体系の見直し】

- 令和８年度に実施を予定している被保険者を対象とした人間ドックの費用補助をはじめ、今後の被保険者及び被扶養者の健診体系見直しに向けて、健診機関との委託契約等の準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、１事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：335,963 人）

- 生活習慣病予防健診　実施率 76.5%（実施見込者数：257,012 人）
- 事業者健診データ　　取得率　8.7%（取得見込者数：　29,229 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：75,325 人）

・　特定健康診査　　実施率 37.5%（実施見込者数：28,247 人）

■　KPI：１）生活習慣病予防健診実施率を 76.5%以上とする
　　２）事業者健診データ取得率を 8.7%以上とする
　　３）被扶養者の特定健診実施率を 37.5%以上とする

③　特定保健指導実施率及び質の向上

【対象者の減少】

・　支部保健指導者により３５～３９歳の健診受診者に対し、健康相談を実施する。
・　健診受診予定３か月前に生活習慣改善を促すハガキを送付し、特定保健指導該当者を減らす。

【受入対策】

・　健診結果の共同利用不可を申出てから３年以上経過した事業所の意向を改めて確認し、特定保健指導の実施を促す。
・　にいがた健康経営宣言事業所で特定保健指導を実施していない事業所を訪問し、特定保健指導の必要性の周知と、受け入れの協力要請を行う。
・　血圧リスク保有割合が高い運輸業の特定保健指導実施率向上に向けて、業界団体を訪問し広報等の協力を要請する。

【実施率向上】

・　外部専門事業者を活用した継続支援を実施し、支部保健指導者の初回面談実施件数を増加させる。
・　特定保健指導実施機関毎の実施目標を設定し、定期的な進捗状況の確認や他機関の好事例の共有により、実施目標の達成を図る。
・　被扶養者の集団健診会場において、対象者へ確実に特定保健指導を実施する。

【質の向上】

・　支部内研修会、学会参加等を通じて保健指導者の知識・技術を向上させる。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のＱＯＬの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、１事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■　被保険者（特定保健指導対象者数：45,676 人）

・　特定保健指導　　実施率 29.0%（実施見込者数：13,246 人）

■　被扶養者（特定保健指導対象者数：2,251 人）

・　特定保健指導　　実施率 13.0%（実施見込者数：293 人）

■　KPI：１）被保険者の特定保健指導実施率を 29.0%以上とする

２）被扶養者の特定保健指導実施率を 13.0%以上とする

④　重症化予防対策の推進

・　健診当日の検査結果を踏まえ、健診機関による健診直後の受診勧奨を実施する。
・　外部委託事業者を活用し、事業所を通じた本人への受診勧奨や、労働局との連名による事業所から従業員への受診促進を実施し、受診率の向上を図る。
・　高血圧Ⅰ度以上該当者に対し、電話や訪問により受診を勧奨する。とりわけ、該当者が多い運輸業・建設業について、業界団体と連携した、早期受診および受診中断者の受診再開を勧奨する。
・　尿蛋白、尿潜血、eGFR の値が一定基準を超えている者に対し、南魚沼地域と連携し、腎専門医への受診勧奨を実施

	する。 ・ 血糖値やHbA1cの値が一定の基準を超えている者に対し、長岡市・見附市・上越市・魚沼市・柏崎市の専門職（保健師・管理栄養士・看護師）と連携し、人工透析の予防をサポートする。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）令和７年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く ⑤ コラボヘルスの推進 にいがた健康経営宣言事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりのサポートをするためのコンテンツの充実を図る。 【にいがた健康経営宣言事業所数の拡大】 ・ 宣言事業所拡大に向けて「事業所カルテ」を活用し、文書、電話及び事業所訪問による勧奨を実施する。 ・ 新潟支部健診データの分析により、健診受診者における健康リスク保有割合が多い、運輸業について、業界団体と連携した健康経営の推進により、健康度の向上を図る。 ・ 商工会議所等の経済団体、自治体、覚書を締結した団体等と連携した勧奨により、宣言事業所数の拡大を図る。 ・ 地元メディアを活用し健康経営の普及を行う。 【宣言事業所に対するフォローアップ】 ・ 加入者の健康意識の向上を目的として、新潟県が進める「健康立県にいがた」のテーマである「食生活」、「運動」、「デンタルヘルス」、「喫煙」、「早期発見・早期治療」及びメンタルヘルスの健康づくり講座を事業所単位で実施する。

	・ 生活習慣の見直し、ヘルスリテラシーの向上に資する、健康課題に応じた健康づくりポスターを配付する。 ・ 健診データを基に作成した「事業所カルテ」を活用し、健康課題の改善に向けた今後の取組を事業所とともに進める。 ・ スマートフォンアプリを利用して、運動習慣の定着と運動による血圧低下を目的とした事業所対抗ウォーキングラリーを実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センターと連携した取組を実施するための関係づくりを進める。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を 2,600 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 ○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 ⅰ）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用率が 80%を下回っている医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 ・ 加入者が安心して使用できる情報について広報媒体を活用し周知を行う。 ⅱ）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 国の方針（※１）を踏まえ、2024 年度パイロット事業の取組結果をもとにバイオシミラー情報提供ツールを活用し医療機関へバイオシミラーの使用促進を働きかける。

	（※１）「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 ⅲ）上手な医療のかかり方 ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等について、加入者への周知・啓発を図る。 ・ 新生児の保護者に向けて、ヘルスリテラシー向上及び医療費適正化のため育児冊子を配付する。 ・ 子どもの医療費適正化に向け、子ども医療費助成受給者証の交付時に自治体と連携した広報を行う。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だ

	けでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI：１）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ２）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ②　地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ⅰ）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・　医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ⅱ）医療提供体制等に係る意見発信 ・　効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する新潟県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や会議資料（データ等）を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ⅲ）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・　協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③インセンティブ制度の実施及び検証

	・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただき、行動変容につなげるよう、周知広報を行う。 ○広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・ 本部「広報計画」に基づき、「支部広報計画」により具体的な広報内容・広報スケジュールを策定し、実施する。 ・ 全支部共通広報資材を活用し、加入者・事業主に分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ・ 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な情報発信を行う。 ・ 協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求める。 ・ 健康経営や健康づくりの情報発信のため、テレビ、ラジオ、新聞、WEB のマスメディアを活用した広報を実施する。 ・ ホームページの内容を充実させ、SNS(LINE)、メールマガジンを活用し、加入者の行動変容につながる健康情報を発信する。 ・ 健康保険制度や健康情報を加入者に広く知ってもらうため、健康保険委員を通じて、研修会や広報誌等で情報発信を行い、健康保険委員の委嘱拡大を行う。 ・ 小学生等への健康教育実施に向け、SDGs の視点も踏まえ、地方自治体や教育委員会の関係づくりを進める。 ■ KPI：１）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 63.3%以上とする ２）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う ３）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

３．保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	Ⅰ）人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・ 職場における集合研修、自己啓発により必要とされる知識・スキル等の習得を図る。 ・ 事業所の健康づくり支援など、コラボヘルスの充実のために、契約保健師や契約管理栄養士のスキルアップを図る。 ・ 事業計画の各事業において、役割、責任、スケジュールを設定し事業を推進する。 ・ 管理者は、目標の進捗状況を管理し適切な助言を行い、自主性を育成しながら計画的・着実に事業を推進させる。 ③ 働き方改革の推進 ・ すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。 ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 ④ 風通しのよい組織づくり ・ 広報委員会や業務改善委員会などにより、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・ 各種情報を広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。 Ⅱ）内部統制 ① 内部統制の強化 ・ 規程、細則、マニュアル等に従い、適正かつ効率的に業務を遂行する。また、的確な業務遂行のため支部が自ら実施

	する点検について、実効性を高める取組を推進し、内部統制の強化を進める。 ・ 階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 ② 個人情報の保護の徹底 ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・ コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・ 調達に当たって、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。

令和７年度新潟支部 KPI（重要業績評価指標）（案）

（１）基盤的保険者機能の盤石化

KPI	第６期 アクションプラン （令和８年度目標）	令和７年度 本部事業計画	令和５年度 全国実績	令和７年度 新潟支部事業計画	令和６年度 新潟支部実績	令和５年度 新潟支部実績
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	99.9%	100%	100% （令和６年 10 月時点）	100%
【新設】サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する	—	サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する	—	サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する	—	—
【新設】現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	—	対前年度以下	—	対前年度以下	—	—
協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	対前年度以上	0.156%	対前年度以上	0.115% （令和６年 10 月時点）	0.125%
協会の再審査レセプト１件当たりの査定額	対前年度以上	対前年度以上	8,472 円	対前年度以上	6,822 円 （令和６年 10 月時点）	4,862 円
返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	73.38% （令和６年 11 月時点）	—

（２）戦略的保険者機能の一層の発揮

KPI	第６期 アクションプラン （令和８年度目標）	令和７年度 本部事業計画	令和５年度 全国実績	令和７年度 新潟支部事業計画	令和６年度 新潟支部実績	令和５年度 新潟支部実績
生活習慣病予防健診実施率	64.8%以上	63.5%以上	57.7%	76.5%以上	40.7% （令和６年９月時点）	74.8%
事業者健診データ取得率	9.2%以上	9.0%以上	7.1%	8.7%以上	4.2% （令和６年 10 月時点）	7.5%
被扶養者の特定健診実施率	32.9%以上	31.6%以上	28.3%	37.5%以上	11.7% （令和６年７月時点）	35.1%
被保険者の特定保健指導実施率	27.1%以上	24.3%以上	19.8%	29.0%以上	24.7% （令和６年９月時点）	25.3%
被扶養者の特定保健指導実施率	20.7%以上	19.4%以上	15.6%	13.0%以上	9.7% （令和６年８月時点）	9.6%
健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	対前年度以上	—	対前年度以上	37.2% （令和６年 10 月時点）	—
健康宣言事業所数	110,000 事業所	106,000 事業所	94,740 事業所	2,600 事業所以上	1,883 事業所 （令和６年 12 月時点）	1,644 事業所
ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	全支部 80%以上	全支部 80%以上	44 支部 全体 83.6%	対前年度以上	86.8% （令和６年７月診療分）	85.7%
【新設】バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	—	全支部で、2024 年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	—	バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	パイロット事業により、バイオシミラー使用促進を３病院に対し実施した （令和６年 11 月時点）	—

KPI	第６期 アクションプラン （令和８年度目標）	令和７年度 本部事業計画	令和５年度 全国実績	令和７年度 新潟支部事業計画	令和６年度 新潟支部実績	令和５年度 新潟支部実績
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	50%以上	54%以上	52.6%	63.3%以上	63.0% （令和６年 12 月時点）	62.9%
【新設】SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う	―	全支部で SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う	―	SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う	令和６年 11 月から運用開始	―
健康保険委員委嘱事業所数	対前年度以上	対前年度以上	―	対前年度以上	7,766 事業所 （令和６年 12 月時点）	―

（３）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

KPI	第６期 アクションプラン （令和８年度目標）	令和７年度 本部事業計画	令和５年度 全国実績	令和７年度 新潟支部事業計画	令和６年度 新潟支部実績	令和５年度 新潟支部実績
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下	15%以下	9.9%	15%以下	0% （令和６年 12 月時点）	10.0%